

府中まんぷくじの里運営規程

(指定1日型デイサービス)

(事業の目的)

第1条 株式会社は一とふるケアサービスが開設する府中まんぷくじの里（以下「事業所」という。）が行う指定1日型デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要支援状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定1日型デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定1日型デイサービスにあっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前3項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 府中まんぷくじの里
- (2) 所在地 広島県安芸郡府中町柳ヶ丘71番27号メゾンはーとふる

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 4名以上（非常勤兼務4名）
生活相談員は、事業所に対する指定1日型デイサービス等の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るために適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協

力して1日型デイサービス計画の作成等を行う。

- (3) 介護職員 9名以上（常勤専従1名、常勤兼務1名、非常勤専従2名、非常勤兼務5名）

介護職員は、1日型デイサービス計画等に基づき、必要な日常生活上の支援及び介護、機能訓練を行う。

- (4) 看護職員 3名（常勤兼務1名、非常勤兼務2名）

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

- (5) 機能訓練指導員 4名（常勤兼務1名、非常勤兼務2名、非常勤専従1名）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、8月13日から16日まで及び12月29日から1月4日まで、国民の祝日を除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時45分までとする。

サービス提供時間 午前9時25分から午後12時30分

(指定1日型デイサービス等の利用定員)

第6条 指定1日型デイサービス等の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 指定1日型デイサービス 20名

（指定通所介護および、第1号通所事業の定員を含む）

(指定1日型デイサービス等の内容)

第7条 指定1日型デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導、相談援助

- (2) 健康チェック

- (3) 機能訓練

- (4) 食事の提供

- (5) 入浴介助

- (6) 送迎

(利用料等)

第8条 指定1日型デイサービス等を提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとし、当該指定1日型デイサービス等が法定代理受領サービスである時は、利用料の

うち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - (1) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅まで 1 kmにつき 20 円
 - (2) 食事の提供に要する費用 550 円（おやつ代含む）
 - (3) おむつ代 実費
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、指定 1 日型デイサービス等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用 実費
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、広島市（佐伯区、南区似島町、南区宇品町を除く。）、安芸郡府中町とする。

（衛生管理等）

第 10 条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 11 条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 12 条 指定 1 日型デイサービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する指定 1 日型デイサービス等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定1日型デイサービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情及び相談に対する体制)

第14条 事業者は、指定1日型デイサービス等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した指定1日型デイサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(利用者の虐待の防止のための措置)

第15条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
(2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年2回
- (3) その他の研修
倫理、及び法令遵守・プライバシーの保護・身体拘束防止研修

入浴時の介護事故発生予防、発生時緊急時の対応研修
感染症予防・食中毒予防・蔓延防止厳守・BCPに関する研修

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定1日型デイサービス等に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間（第1号事業支給費の請求の根拠となる記録については5年間）保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社は一とふるケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体拘束等を行う場合の対応）

第17条 事業所は、介護保険指定基準上、「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

（個人情報の保護）

第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成30年2月1日から一部改定施)

(2019年11月1日から一部改定施)

(2020年 3月3日から一部改定施)

(2020年 4月1日から一部改定施)

(2022年 4月1日から一部改定施)

(2023年 4月1日から一部改定施)

(2023年 10月1日から一部改定施)

(2024年 3月15日から一部改定施)

(2025年 3月28日から一部改定施)